

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

明日香村長 森川 裕一

市町村名 (市町村コード)	明日香村 (29402)	
地域名 (地域内農業集落名)	立部 (立部)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月25日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

2020年の農業センサスにおいて総農家数は10戸であり、認定農業者、認定新規就農者はいない。水稻を主として作付けを行う農家が多く、そのほとんどが兼業農家である。なお、丘陵地部において狭隘な畑地も数多く存在したが、基盤整備事業の実施により一筆当たりの面積が拡大され、現在では比較的大区画の農地となり営農効率も向上されたものの、兼業農家に加えて従事者の高齢化も進み徐々に営農が困難になりつつある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

定年退職者の営農定着に加えて地域外からの新規就農を希望する者を受け入れる等の取り組みを行い、中心的な経営体を育成することで農地の適正利用を促す。また、営農には不向きではあるが、住宅に近く安全面、獣害対策の点等から守るべき農地を地域内で農地を所有しない住民が農作業に関わり、管理できるようにする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.08 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.08 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

圃場整備されている農地及び集落近郊の農地を中心に考えた。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者を中心に、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借は、原則として農地中間管理機構を通じて行い、担い手の経営意向を踏まえて、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
特になし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関とも連携し、地域内外から多様な経営体を募集する。また、村と連携した企業の農業参入をはじめ、新規就農者が営農しやすい相談体制や環境整備を図るなど、確保から定着までのに向けた取組を展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稻栽培の植付から収穫に係る作業は、集落内有志による受託を図るとともに、地域内で担いきれない農作業は、公社やJAと連携した委託により、荒廃農地を未然に防止し、農地保全や農地活用を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカなどによる被害が拡大しないよう、電気柵や防護柵の設置・点検を行うとともに、被害情報等の共有により対策を効果的に実施する。また、荒廃農地の発生を抑えることで、イノシシやシカなどの活動範囲拡大を防ぐ。

⑤⑩果樹園や竹林が広がっているエリアを整備し、収穫体験やキャンプ場などの展開を検討する。また、その他に、貸農園、景観スポット、棚田オーナーなどの活用可能性についても検討を進める。集落に近い農地での機能面の向上を図るにあたり道などのアクセス面の検討を進める。